

2017
平成29年度

履修の手引



徳島大学大学院薬科学教育部

2017(平成29)年度 学年暦及び薬科学教育部関係行事予定

月　　日	学　年　暦	専門教育科目関係行事予定
4月1日(土)	前期開始	
4月1日(土)～4月5日(水)	春季休業	
4月6日(木)	入学式	新入生ガイダンス
4月12日(水)		前期履修科目 Web 登録締切
4月17日(月)		前期授業開始
7月上旬(予定)		博士前期課程第1次入学試験(一般) 博士後期、博士課程10月入学者入学試験(一般、社会人・外国人)
8月1日(火)～8月31日(木)	夏季休業	
9月30日(土)	前期終了	後期履修科目 Web 登録締切
10月1日(日)	後期開始	
10月2日(月)		後期授業開始
10月7日(土)	大学祭準備	
10月8日(日)～10月9日(月)	大学祭(蔵本祭)	
11月2日(木)	開学記念日	
11月下旬(予定)		博士後期、博士課程第1次入学試験(一般、社会人・外国人) 博士前期課程第2次入学試験(一般)
12月25日(月)～1月7日(日)	冬季休業	
1月下旬(予定)		博士後期、博士課程第2次入学試験(一般、社会人・外国人) 博士前期課程入学試験(社会人・外国人)
1月22日(月)～1月26日(金)(予定)		教育部修士・博士学位申請受付
2月16日(金)～2月23日(金)(予定)		修士・博士論文発表会
3月23日(金)	卒業式・修了式	
3月25日(日)～3月31日(土)	学年末休業	
3月31日(土)	後期終了	

※上記については、予定であり変更する場合があります。

詳細については、その都度通知しますので、ご留意ください。

目 次

履修の手引

カリキュラム・ポリシー	4
ディプロマ・ポリシー	6

教育と履修案内

履修方法等	8
学位審査基準	10
学位論文提出基準	12
学生への連絡及び諸手続き	13

規則等

徳島大学大学院薬科学教育部規則	20
徳島大学大学院薬科学教育部における授業科目の履修方法等に関する細則	25
徳島大学大学院薬科学教育部学位規則実施細則	27
徳島大学大学院学則	38
徳島大学学位規則	51

参考資料

徳島大学大学院薬科学教育部リサーチ・アシスタント実施要項	57
徳島大学大学院薬科学教育部ティーチング・アシスタント実施要項	58
薬科学教育部の分野	59
蔵本地区配置図	61
薬学部建物平面図	62

履修の手引

徳島大学大学院薬科学教育部

徳島大学大学院薬科学教育部では、学部教育の特徴を大学院まで継続し、薬学専攻と創薬科学専攻の2専攻それぞれの分野で学部・大学院一貫教育を目指すとともに、各専攻の目的に特化した特徴ある教育カリキュラムを設定し、他分野の理解を深める教育を行ってきました。

また、研究指導に関しては、学生個人の感性を高めさせ、想像力を豊かにし、創造力と研究能力を発揮しうる人材の育成を心がけ、学生の研究意欲の増進を図っています。

カリキュラム・ポリシー

博士前期課程 創薬科学専攻

創薬科学専攻では、創薬科学の専門知識を体系的に学習し、深い探究心や豊かな創造力及び国際的に通用する力量を身につけ、高い応用力、洞察力、国際コミュニケーション力、医療倫理観を併せ持つ創薬・製薬研究者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

創薬科学分野の知識を体系的に修得し、関連分野の研究展開能力を高めるため、複数教員による分野横断的創薬関連8特論を提供するとともに、国際コミュニケーション力を醸成するため、英語論文作成科目を設置する。さらに、医療倫理観醸成に関する講義を配し、人権、生命倫理、個人情報保護、実験動物愛護に関する基本的知識を習得させる。

2. 教育方法

体系的な教育課程と指導教員制度による教育指導を通じて骨太かつきめ細やかな指導体制を実現する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

博士後期課程 創薬科学専攻

創薬科学専攻では、薬学の専門性を確保した上で広範な教養を持ち、未知の課題に対し自ら研究計画を立案でき、問題解決能力・学際的な研究推進能力を備えた国際的に通用する力量を持った先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

広範な教養と客観的な判断力を養うための分野横断的な演習科目を設置するとともに、国際的視野で活躍できる人材の養成をめざし、国際学会発表、国際誌への論文投稿、英語論文の査読を体系的に学ぶ特論を設置する。さらに、博士論文研究では、広い視点からの研究指導を目的とした主指導教員と2名の副指導教員による複数指導態勢を実現する。

2. 教育方法

プレゼンテーション力や質疑応答能力の涵養を行う演習科目、及び分野横断的な演習科目の導入と主指導教員と2名の副指導教員による複数指導態勢を通じて、未知の課題に対して自ら研究計画を立案でき、問題解決能力・学際的な研究推進能力を備えた国際的に通用する力量を持った先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者となれる機会を提供する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

博士課程 薬学専攻

薬学専攻では、臨床への橋渡し研究を遂行できる能力と国際的に通用する力量を持ち、臨床に根ざした先端的研究能力を有した臨床薬剤師、高度な職能を持つ専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスに精通した医療薬学研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者を養成するために、以下の方針で教育課程を編成・実施します。

1. 教育課程の編成

広範な教養と客観的な判断力を養うための分野横断的な演習科目及び特論を設置するとともに、国際コミュニケーション力醸成のため英語論文作成科目、がん専門薬剤師養成を目的としたアドバンスト科目群を設置する。さらに、博士論文研究では、広い視点からの研究指導を目的とした主指導教員と2名の副指導教員による複数指導態勢を実現する。

2. 教育方法

大学病院と連携した実践演習と指導教員と2名の副指導教員による複数指導態勢を通じて、臨床への橋渡し研究を遂行できる能力と国際的に通用する力量を持ち、臨床に根ざした先端的研究能力を有した臨床薬剤師、高度な職能を持つ専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスに精通した医療薬学研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者になれる機会を提供する。

3. 学修成果の評価

客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価基準をあらかじめ明示し、当該基準に基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

ディプロマ・ポリシー

博士前期課程 創薬科学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に修士の学位を授与します。

1. 学識、研究能力及び高度専門職業能力

幅広い教養と論理的思考を備え、創薬科学の専門知識を体系的に修得し、創薬に関する問題を解決する方法とその結果を的確かつ論理的に展開する能力に加え、専門的な職業に従事できる高度な能力を有している。

2. 倫理観及び責任感

コミュニケーションを通して豊かな人間関係を築きながら高い倫理観・責任感を備え、創薬科学の分野において自立して行動できる。

3. 国際的発信力及び社会貢献

国際社会で通用するコミュニケーション能力を身につけ、世界水準を目指す研究を通じて、創薬・製薬・育薬の研究者、技術者として社会に貢献することができる。

博士後期課程 創薬科学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与します。

1. 学識、研究能力及び高度専門職業能力

広範な教養及び高度な専門知識・技能を身につけ、創薬に関する未知の課題に対し自立した創薬・製薬研究者として自ら研究計画を立案でき、問題解決に向けた研究推進能力を有し、後進を指導できる又は当該専門的な職業に従事できる卓越した能力を有している。

2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び洞察力

医療倫理観を備え、強い責任感、独自の発想力や豊かな創造力、広範な応用力、深い洞察力及び客観的な判断力を身につけ、自立して行動できる。

3. 国際的発信力及び社会貢献

国際的に通用する力量を身につけ、世界をリードする研究成果を発信し、先導的創薬・基礎薬学研究者及び薬学教育者として国際的・学際的に活躍することを通じ、社会の発展に貢献することができる。

博士課程 薬学専攻

次に掲げる目標を達成した学生に博士の学位を授与します。

1. 学識、研究能力及び高度専門職業能力

広範な教養、最先端の薬物治療を支える研究実践能力及び客観的な判断力を身につけ、臨床に根ざした新たな医療薬学研究の道を切り開き、臨床薬剤師、専門薬剤師、レギュラトリーサイエンスの精通した薬剤師研究者及びこれらの人材を育成できる医療系薬学教育者として卓越した能力を有している。

2. 倫理観、責任感、創造力、応用力及び洞察力

医療倫理観を備え、強い責任感、独自の発想力や豊かな創造力、広範な応用力及び深い洞察力を身につけ、自立して行動できる。

3. 国際的発信力及び社会貢献

国際的に通用する力量を身につけ、世界をリードする研究成果を発信し、指導的薬剤師や臨床薬剤師として活躍することを通じ、社会の発展に貢献することができる。

履修方法等（平成29年度入学生）

授業科目の履修について

指導教員の指導のもと、計画的に授業科目を履修してください。

履修科目の登録

履修科目の登録は、Web入力により指定する日までに、各自登録をしてください。

なお、履修登録後に履修科目を変更する場合は、期日までに登録を変更してください。

単位履修方法

(1) 博士前期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	22単位	8単位以上	30単位以上

選択科目の履修方法

全専攻系共通カリキュラム科目又は各専攻系間の共通カリキュラム科目から2単位以上を履修し、かつ専門科目から6単位以上を履修してください。

(2) 博士後期課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
創薬科学専攻	8単位	2単位以上	10単位以上

選択科目の履修方法

専門科目から2単位以上を履修してください。

(3) 博士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
薬学専攻	20単位	10単位以上	30単位以上

選択科目の履修方法

共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を履修し、かつ、履修方法等に関する細則(p.25)に指定する専門科目から育薬共通演習及び医療薬学実践演習を含めて8単位以上を履修してください。

がん専門薬剤師履修コースの学生は、クラスタークアセミナーを除く共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を履修し、かつ、履修方法等に関する細則(p.25)に指定する専門科目から8単位を履修してください。

博士課程の修了要件について

博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっています。

審査を受けるためには、論文提出の日までに所定の単位を修得していかなければなりません。予め履修計画をたてて単位を修得してください。

学位の授与について

徳島大学大学院博士前期課程を修了した者には修士の学位を、大学院博士後期課程、博士課程を修了した者には博士の学位を授与します。

授与される学位は以下のとおりです。

大学院博士前期課程	修士（薬科学）
大学院博士後期課程	博士（薬科学）
大学院博士課程	博士（薬学）

学位審査基準

博士前期課程 創薬科学専攻

修士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が創薬科学の分野において、研究者・技術者として社会に貢献し、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連付けつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

専門的な業務に従事するに必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ、研究者・技術者として専門的な業務を行うことができること

博士後期課程 創薬科学専攻

博士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定である論文を有し、審査対象者が創薬科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連付けつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観、技術力、研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ、研究者として自立して研究活動を行うことができるこ

博士課程 薬学専攻

博士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定である論文を有し、さらに、審査対象者が薬学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力や実務遂行能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

① 研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること

② 研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連付けつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③ 結論の妥当性

結果がそれまでの展開を踏まえて論理的かつ明確に導出されていること

④ 独創性

研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること

⑤ 社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥ 総合力

高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観、技術力、研究能力及びその基準となる豊かな学識を有すると認められ、研究者として自立して研究活動を行うことができるこ

学位論文提出基準

博士前期課程 創薬科学専攻

指導教員の承認を受けた論文を提出する。

また、論文内容要旨は和文 800 字程度又は英文 400 字程度とする。

博士後期課程 創薬科学専攻

指導教員の承認を受けて以下の項目の基準を満たす論文を提出すること。

- ① 公刊論文、参考論文を纏めた学位論文とする。その内容としては、学位論文題目について一貫性を有するものとする。
- ② 博士論文提出時までの公刊論文数は、英文 1 報以上を必要とする。これらの論文は、博士前期課程及び博士後期課程内で、かつ、学位論文提出の指定の期日までに受理され、査読を行う雑誌に掲載（on line 掲載を含む。）されたものとする。
なお、印刷中の場合は、受理されたことが証明できる書類（accept の連絡メールでも可。）を添付することとする。
- ③ 公刊論文は単著、共著を問わない。ただし、共著の場合は、筆頭著者である必要はないが、主指導教員及び副指導教員のうち 1 名が共著者であることとする。
- ④ 公刊論文が共著の場合は、すべての共著者が署名捺印の上証明する承諾書の提出を必要とする。
- ⑤ 論文内容要旨は和文 1200 字程度又は英文 600 字程度とする。

博士課程 薬学専攻

指導教員の承認を受けて以下の項目の基準を満たす論文を提出すること。

- ① 公刊論文、参考論文を纏めた学位論文とする。その内容としては、学位論文題目について一貫性を有するものとする。
- ② 博士論文提出時までの公刊論文数は、英文 1 報以上を必要とする。これらの論文は、博士課程内で、かつ、学位論文提出の指定の期日までに受理され、査読を行う雑誌に掲載（on line 掲載を含む。）されたものとする。
なお、印刷中の場合は、受理されたことが証明できる書類（accept の連絡メールでも可。）を添付することとする。
- ③ 公刊論文は単著、共著を問わない。ただし、共著の場合は、筆頭著者である必要はないが、主指導教員及び副指導教員のうち 1 名が共著者であることとする。
- ④ 公刊論文が共著の場合は、すべての共著者が署名捺印の上証明する承諾書の提出を必要とする。
- ⑤ 論文内容要旨は和文約 1200 字程度又は英文 600 字程度とする。

学生への連絡及び諸手続き

1) 薬学部事務室の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（日・土・祝日を除く）の8:30～17:15（12:00～13:00を除く）ですので注意してください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ問い合わせてください。

担当係	事項	窓口
学務係 TEL 633-7247 633-7615	入学者の選抜に関すること。 学生の入学、卒業及び修了並びに休学等学生異動に関すること。 学籍に関すること。 教育課程に関すること。 授業、試験及び成績に関すること。 非常勤講師の選考、労働時間等に関すること。 臨床教授等に関すること。 科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生及び研究生に関すること。 外国人留学生に関すること。 派遣学生に関すること。 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの選考、 労働時間等に関すること。 日本学生支援機構及びその他の奨学金に関すること。 学生の課外活動に関すること。 学生の健康管理及び生活相談に関すること。 学生の就職に関すること。 学生の団体、集会、出版及び掲示に関すること。 学生証及び学生の諸証明に関すること。 国家試験に関すること。 講義室等の管理に関すること。 学生の表彰及び懲戒に関すること。 所掌事務に係る各種委員会に関すること。 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。 その他学生に係る事務に関すること。	薬学棟1階
学生係 TEL 633-7030	入学料及び授業料の徴収猶予、免除等に関すること。 日本学生支援機構奨学金に関すること。	医学部医学基礎A棟1階
経理係 TEL 633-9553 633-9608	入学料、授業料の納付に関すること。 その他会計に係る事務に関すること。	医学部医学基礎A棟1階

※市外局番：088

2) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則としてすべて掲示により伝えることとなっています。したがって、掲示板は諸君の学生生活と密接なつながりがあり、新しい掲示が次々に出されるので1日1回は、薬学部掲示板（薬学部研究棟玄関ホール）の掲示を必ず見るよう習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

また、学生用教務事務システム及び薬学部のホームページ(http://www.tokushima-u.ac.jp/ph/campus_life/)にも必要な事項が掲載されています。

この他、大学院生には、メールで授業等について通知することがありますので、必ずメール確認をするようにしてください。

3) 学 生 証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の閲覧・借出、学生割引乗車券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は直ちに所定の手続きを取り再交付を受けてください。

4) 各種証明書の発行

1. 学務係で発行するもの

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) 学生証
- (e) 健康診断書
- (f) その他必要とする証明書

2. 証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、薬学部インフォメーションプラザ及び医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 学業成績・単位修得証明書
- (d) 修了見込証明書（博士前期課程1年、博士後期課程1～2年、博士課程1～3年は、学務係で交付の手続きをしてください。）

※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度で、次の目的を持って鉄道旅行する場合に限り、原則として年間10枚を限度として発行されます。10枚を越えて使用する必要がある場合は学務係へ申請してください。ただし、JRの片道営業キロが101キロ以上の旅行でなければ利用できません。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

【使用目的】

- ・休暇等による帰省
- ・正課の教育活動（実習など）
- ・課外活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療等
- ・保護者との旅行

5) 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ず各自の指導教員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→指導教員に相談→学務係で所定用紙の交付を受ける

→願出用紙に指導教員、保護者及び本人の署名→学務係へ提出（希望日の1ヶ月以上前）

1. 休 学

- (a) 疾病その他一身上の都合により2ヶ月以上就学できないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。
- (b) 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (c) 休学期間は、通算して博士前期課程は2年、博士後期課程は3年、博士課程は4年を超えることはできません。
- (d) 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 休学願の受理された日が3月、4月、9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。
- イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は、受理日の属する期の授業料は徴収されます。
- ウ 納付済の授業料は返還されません。

2. 復 学

休学期間にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

3. 退 学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。退学願を提出するその学期の授業料未納者は、退学願いは提出できません。

注) 退学者の授業料

退学しようとするものは、退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

4. 転教育部・転専攻

希望者は転教育部願又は転専攻願を提出し、当該教育部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

5. 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

6) 除 簿

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

7) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

1. 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。

前期分→4月1日から4月30日まで

後期分→10月1日から10月31日まで

納付方法→銀行口座からの引落としによる納付（予め手続が必要です）または経理係の窓口での現金納付

2. 授業料免除制度

奨学援助の方法として、授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、また、各期ごとの納期前6ヶ月（新入生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められた場合には、前期・後期ごとに選考のうえ、授業料の全額または半額が免除されます。

なお、この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。

手続き方法については、各学部、学務部及び教養教育の掲示板に、前期分は2月上旬、後期分は7月上旬に掲示するので注意してください。

3. 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金(無利子)』及び『第二種奨学金(有利子)』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、学生用掲示板を見てください。

8) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知（学務係にあります）により保険会社へ届け出してください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

9) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては徳島大学学生後援会（学務部教育支援課内）へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は 10 万円までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より 90 日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

10) 宿 所 届

毎年度の初めに宿所届を学務係へ提出してください。

11) 住 所 変 更 届

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので、変更があれば直ちに届け出してください。

保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出してください。

12) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えのないとき限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の 3 日前までとします。

13) 健 康 管 理

定期健康診断は、保健管理・総合相談センター保健管理部門の実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年 4 月に学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから、必ず受診してください。

14) 保健管理・総合相談センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、保健管理・総合相談センター総合相談部門（以下総合相談部門とする）が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員（総合相談員、学内カウンセラー、法律アドバイザー）また、学外カウンセラーが対応しています。薬学部からは 2 名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者（インテーカー）が常駐しています。相談のある学生は、まず受付担当者（インテーカー）に相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じた最適の相談員を紹介してもらえます。

保健管理・総合相談センター常三島総合相談部門：教養教育棟 5 号館 1 F

蔵本総合相談部門：蔵本会館 2 F

電話：656 – 7637 平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (e-mail : gkseisod@tokushima-u.ac.jp)

薬学部の相談員：柏田良樹教授、山内あい子教授

15) 意見箱の設置

スタジオ・プラザ横の廊下に意見箱を設置しています。学生の皆さんのご意見、ご要望をお寄せください。

16) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来たしている者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。

薬学部の駐輪場は薬学部教育棟西側です。配置図を参照のこと。

以下の項目を守ってください。

1. オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。
2. 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。

建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。

3. 自動車通学は、原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わず指導教員及び学務係に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務係へ届け出してください。

17) そ の 他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないで、家族、知人等にも周知しておいてください。
2. 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
3. 敷地内での喫煙は禁止します。
4. 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
5. 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出してください。
6. 火気には十分に注意してください。

徳島大学大学院薬科学教育部規則

平成 16 年 3 月 19 日
規則第 1849 号制定

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 徳島大学大学院薬科学教育部（以下「本教育部」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学大学院学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本教育部に関する事項は、本教育部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本教育部における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 創薬科学専攻は、創薬科学に関する体系的な教育及び研究指導を通して、広い視野及び国際的に通用する力量を持った創薬・製薬の研究を遂行できる人材の養成を目的とする。
- (2) 薬学専攻は、医療現場に直結した研究指導及び臨床薬剤師としてのリスクマネジメント等の実務実習を通して、最先端の薬物治療を支える研究実践能力を備えた高度な職能を有し、国民の健康増進に寄与する指導的薬剤師及び医療薬学研究者の養成を目的とする。

第 2 章 教育課程

(教育方法)

第 2 条 本教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第 3 条 本教育部において、本教育部教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本教育部に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前条第 2 項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程

専 攻 名	単 位 数		
	必修科目	選択科目	計
創 薬 科 学 専 攻	22単位	8 単位以上	30単位以上

(2) 博士後期課程

専 攻 名	単 位 数		
	必修科目	選択科目	計
創 薬 科 学 専 攻	8 单位	2 单位以上	10单位以上

(3) 博士課程

専 攻 名	単 位 数		
	必修科目	選択科目	計
薬 学 専 攻	20単位	10単位以上	30単位以上

- 2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 3 履修方法については、別に定める。
- 4 本教育部において教育上有益と認めたときは、本学大学院の他の教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部又は本学学部の授業科目を履修又は聴講させることができる。
- 5 前項の授業科目を履修又は聴講しようとするときは、学生は、本教育部長の許可を得なければならない。
- 6 第4項の規定により履修した他の教育部の授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 7 自由科目の単位は、第1項第3号に規定する単位に含めることはできない。
- 8 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第7条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第8条 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院又は外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)若しくは国

際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本教育部に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度本教育部教授会が定める。

(転教育部)

第10条の2 学則第26条の2の規定に基づき、転教育部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転教育部を許可する時期は、本教育部教授会が定める。
- 3 転教育部を許可した学生を在籍させる年次は、本教育部教授会が定める。
- 4 転教育部を許可した学生の既修得単位の認定は、本教育部教授会が定める。

(転専攻)

第10条の3 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転専攻を許可する時期は、本教育部教授会が定める。
- 3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、本教育部教授会が定める。
- 4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、本教育部教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する者は、所定の願書を本教育部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国日から1月以内）に本教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本教育部教授会が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表

(1) 博士前期課程

授業科目及び単位数

創薬科学専攻

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
全 専 攻 系 共 通 カリキュラム科目	生 命 倫 理 概 論 臨 床 心 理 学 社会医学・疫学・医学統計概論 英 語 論 文 作 成 法 心 身 健 康 と 環 境 ス ト レ ス 生 命 科 学 の 研 究 手 法		2 2 2 2 2 2
各 専 攻 系 間 の 共 通 カリキュラム科目	臨 床 薬 理 学 概 論 ゲ ノ ム 創 薬 特 論 健 康 食 品 ・ 漢 方 医療系分野における知的財産学概論		2 2 2 2
専 門 科 目	薬 学 英 語 特 論 創 薬 科 学 特 論 創 薬 分 析 ・ 理 論 化 学 特 論 薬 劑 動 態 制 御 学 特 論 創 薬 先 端 合 成 化 学 特 論 医 薬 品 創 製 資 源 学 特 論 創 薬 遺 伝 子 生 物 学 特 論 分 子 疾 患 予 防 薬 学 特 論 医 薬 品 安 全 性 学 特 論 薬 科 学 演 習 薬 科 学 特 別 研 究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 14	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

備考 講義及び演習は 15 時間、実験実習は 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 博士後期課程

授業科目及び単位数

創薬科学専攻

区 分	授 業 科 目	单 位 数	
		必 修	選 択
専 門 科 目	創 薬 研 究 実 践 特 論 創 薬 科 学 演 習 ケ ミ カ ル バ イ オ ロ ジ 一 共 通 演 習 機 能 分 子 共 通 演 習 資 源 ・ 環 境 共 通 演 習	2 6 2 2 2	

備考 講義及び演習は、15 時間をもって 1 単位とする。

(3) 博士課程

授業科目及び単位数

薬学専攻（がん専門薬剤師履修コースを含む。）

区 分	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択	自由
共通カリキュラム科目	英語論文作成法	2	2	
	クラススター コアセミナー		2	
	生命倫理概論		2	
	臨床心理學		2	
	社会医学・疫学・医学統計概論		2	
	心身健康と環境ストレス		2	
	生命科学の研究手法		2	
	ゲノム創薬特論		2	
	健康食品・漢方		2	
	医療系分野における知的財産学概論		2	
専 門 科 目	臨床薬物動態学特論	2	2	
	実践医薬品情報学特論		2	
	医薬品開発特論		2	
	臨床病態学特論		2	
	がん専門薬剤師特論		2	
	集学的治療薬特論		2	
	育葉共通演習		2	
	医療薬学生実践演習		2	
	がんチーム医療演習		2	
	がん薬物治療実践演習		2	
アドバンスド科目	薬学生演習	8		1
	薬学生課題研究		10	1
	悪性腫瘍の管理と治療			1
	医療倫理・医療対話学			1
	がんのベーシックサイエンスと臨床薬理学			1
	がんの臨床検査・病理診断・放射線診断学			0.5
備考 講義及び演習は15時間、実験実習は30時間をもって1単位とする。				

徳島大学大学院薬科学教育部における授業科目の履修方法等に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院薬科学教育部規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、徳島大学大学院薬科学教育部における授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規則別表に定める授業科目のうち、選択科目の履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 創薬科学専攻（博士前期課程）の学生は、全専攻系共通カリキュラム科目又は各専攻系間の共通カリキュラム科目から2単位以上を修得し、かつ、専門科目から6単位以上を修得しなければならない。
- (2) 創薬科学専攻（博士後期課程）の学生は、専門科目から2単位以上を修得しなければならない。
- (3) 薬学専攻（博士課程）の学生は、次のとおりとする。
 - (イ) 共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を修得し、かつ、以下の専門科目から育葉共通演習及び医療薬学実践演習を含めて8単位以上を修得しなければならない。

授業科目	単位数
臨床薬物動態学特論	2
実践医薬品情報学特論	2
医薬品開発特論	2
臨床病態学特論	2
育葉共通演習	2
医療薬学実践演習	2

(ロ) がん専門薬剤師履修コースの学生は、クラスターCOアセミナーを除く共通カリキュラム科目の選択科目から2単位以上を修得し、かつ、以下の専門科目から8単位を修得しなければならない。ただし、専門科目及びアドバンスド科目的授業科目のうち、対応して指定する授業科目は、以下の徳島大学大学院臨床腫瘍学教育課程の共通コア科目及びがん専門医・薬剤師共通科目（以下「教育課程授業科目」という。）を履修すること。

区分	授業科目	単位数	教育課程授業科目		単位数
専門科目	がん専門薬剤師特論	2			
	集学的治療薬特論	2			
	がんチーム医療演習	2	研究方法論	1	
			がんチーム医療実習	0.5	
			医療情報学	0.5	
	がん薬物治療実践演習	2			

アドバンスド科目	医療倫理・医療対話学	1	医 療 対 話 学 (コミュニケーションスキル)	0.5
			医療倫理と法律的・経済的問題	0.5
	がん緩和治療	0.5	がん緩和医療	0.5
	悪性腫瘍の管理と治療	1	悪性腫瘍の治療と管理	1
	がん治療各論	2	臓器別がん治療各論	2

(ハ) 創薬科学専攻（博士前期課程）において履修した授業科目以外の授業科目から履修すること。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

徳島大学大学院薬科学教育部学位規則実施細則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第 19 条の規定に基づき、徳島大学大学院薬科学教育部（以下「本教育部」という。）における学位審査に必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 課程修了に係る学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第 2 条 規則第 6 条第 1 項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第 3 年次又は博士課程第 4 年次の 1 月以降（後期の学期から入学した者については 7 月以降）の指定の期間までとする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第 12 条第 1 項ただし書及び第 3 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第 1 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで、学則第 12 条第 2 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第 2 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで、学則第 12 条第 4 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士課程第 3 年次の 1 月（後期の学期から入学した者については 7 月）まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第 6 条第 4 項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第 2 年次の 2 月以降（後期の学期から入学した者については 9 月以降）における指定の期間までとする。ただし、学則第 11 条第 1 項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士前期課程第 1 年次の 2 月（後期の学期から入学した者については 9 月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前 2 項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得していなければならない。

(学位論文提出の手続)

第 3 条 博士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第 2 号から第 6 号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式 1） 1 部
- (2) 履歴書（様式 5） 1 部
- (3) 論文目録（様式 6） 1 部
- (4) 博士論文（学術雑誌に公刊予定のものは、受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。） 1 部

- (5) 論文内容要旨 和文 1,200 字程度又は英文 600 語程度（様式 7） 1 部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文（学術雑誌に公刊予定のものは、受理証明を添えた投稿原稿の写しとする。） 各 1 部
- (7) 承諾書（様式 8） 共著者各 1 部
- (8) 誓約書（様式 12） 1 部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を本教育部長に提出するものとする。ただし、第 2 号から第 6 号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式 2） 1 部
- (2) 履歴書（様式 5） 1 部
- (3) 論文目録（様式 6） 1 部
- (4) 修士論文 1 部
- (5) 論文内容要旨 和文 800 字程度又は英文 400 語程度（様式 7） 1 部
- (6) 参考論文のあるときは当該論文 各 1 部

（博士論文の条件）

第 4 条 提出する博士論文の内容は、学術雑誌に公刊されたもの又は公刊予定であることが証明されたものでなければならない。

2 提出する博士論文が共著論文である場合には、共著者の承諾を得たものでなければならない。この場合において、当該論文が過去において、博士論文として使用されていないものであり、将来においても博士論文として他に使用しないものでなければならない。

（学位論文の受理）

第 5 条 学位論文の提出があったときは、本教育部教授会に付議し、単位修得の資格確認を行い、この学位論文を受理するものとする。

（第 1 次審査及び審査委員の選出）

第 6 条 学位論文が受理されたときは、本教育部長は、本教育部教授会に付議し、履歴書、論文目録、論文（博士論文の審査に限る。）及び論文内容要旨を席上で配付し、指導教員等に論文等の内容について説明を求めるものとする。

2 本教育部教授会は、前項の説明に基づき、審査委員を選出する。ただし、博士論文については、指導教員を審査委員（主査）に選出することはできない。

（学位論文の審査等）

第 7 条 審査委員は、第 1 次審査が終了したときは、当該学位論文の審査及び最終試験を公開で行い、その結果を文書をもって本教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式 9）及び最終試験報告書（様式 10）とする。

（第 2 次審査）

第 8 条 本教育部長は、前条の文書の写しをあらかじめ本教育部教授会全構成員に配付するとともに、本教育部教授会に付議する。

- 2 審査委員は、本教育部教授会において前項の文書の内容を説明する。
- 3 本教育部教授会は、前項の説明に基づいて審議の上、投票により当該学位論文の合否を決定する。
(学位授与の時期)

第9条 前条の規定による第2次審査の合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

- イ 標準修業年限内に合格した者（口からニまでハに規定する者を除く。） 博士後期課程にあっては第3学年末、博士課程にあっては第4学年末の定められた日
- ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日
- ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日
- ニ 学則第12条第4項ただし書の規定により合格した者 第3学年末の定められた日。ただし、第4学年で合格した者については合格した日
- ホ その他の者 合格した日

(2) 修士

- イ 標準修業年限内に合格した者（口に規定する者を除く。） 第2学年末の定められた日
- ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日
- ハ その他の者 合格した日

第3章 学位論文提出に係る学位審査

(学位請求の資格要件及び時期)

第10条 規則第6条第2項の規定により博士論文を提出して学位を請求することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本教育部博士後期課程又は博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として4年以上経た者
- (3) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業後、原則として5年以上経た者
- (4) 大学（前号に掲げるものを除く。）又は旧制の専門学校を卒業後、原則として7年以上経た者
- (5) 短期大学を卒業後、原則として9年以上経た者
- (6) 前各号のほか、本教育部において、学位請求の資格を有すると認めた者

2 前項の資格要件を備えた者は、隨時博士論文を提出して学位を請求することができる。

(資格審査)

第11条 学位を請求する者の資格認定については、あらかじめ本教育部教授会の議を経なければならぬ。

(博士論文提出の手続)

第12条 学位を請求しようとする者は、指導教員又は紹介委員（以下「指導教員等」という。）の承認を受けて次の各号に掲げる書類等を本教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとする。

- (1) 学位申請書（様式3） 1部
- (2) 学位申請調書（様式4） 1部
- (3) 履歴書（様式5） 1部
- (4) 論文目録（様式6） 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨 和文1,200字程度又は英文600語程度（様式7） 1部
- (7) 参考論文のあるときは、当該論文 各1部
- (8) 承諾書（様式8） 共著者各1部
- (9) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部
- (10) 写真（手札型、脱帽、上半身、最近6月以内に撮影したもの） 1枚
- (11) 学位論文審査手数料
- (12) 誓約書（様式12） 1部

(博士論文の条件)

第13条 提出する博士論文については、第4条の規定を準用する。

(資格審査、第1次審査及び審査委員の選出)

第14条 博士論文が受理されたときは、本教育部長は、本教育部教授会に付議し、履歴書、論文目録、論文及び論文内容要旨を席上で配付し、指導教員等に論文等の内容について説明を求めるものとする。

2 本教育部教授会は、前項の説明に基づき、審査委員を選出する。ただし、指導教員等を審査委員（主査）に選出することはできない。

(博士論文の審査等)

第15条 審査委員は、第1次審査が終了したときは、当該博士論文の審査及び試問を公開で行い、その結果を文書をもって本教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式9）及び試問結果報告書（様式11）とする。

(第2次審査)

第16条 本教育部長は、前条の文書の写しをあらかじめ本教育部教授会全構成員に配付するとともに、本教育部教授会に付議する。

2 審査委員は、本教育部教授会において前項の文書の内容を説明する。

3 本教育部教授会は、前項の説明に基づいて審議の上、投票により当該博士論文の合否を決定する。

(学位授与の時期)

第17条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

第4章 雜則

(実施細目)

第18条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な細目は、その都度本教育部教授会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式 2

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

署名

学 位 申 請 書

このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、修士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

(指導教員氏名 印)

様式5

履歴書

報告番号	甲 創						
	甲 著						
	乙 創	第			号		
	乙 著						
	創 修						
(ふりがな) 氏名				生年 月日	大正 昭和	年 月 日	男・女
本籍 (都道府県名)							
現住所							
学歴							
	年 月 日						
研究歴							
	年 月 日						
職歴							
	年 月 日						
賞罰							

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

署名

注 学歴は、高等学校卒業以後について、年月日は元号で記入すること。

様式6

論文目録

報告番号	甲 創	第 号	氏名	
	甲 薬			
	乙 創			
	乙 薬			
創修				
学位論文題目				
公刊論文				
公刊参考論文				
その他（総説・単行本等）				

備考

- 1 論文題目は、用語が英語以外の外国語のときは日本語訳をつけて、外国語、日本語の順に列記すること。
- 2 論文は、論文題目、著者名、公刊の方法及び時期を順に明記すること。
- 3 公刊の方法及び時期は、博士論文の場合に記載すること。
- 4 論文が、2つ以上あるときは、列記すること。

様式 7

論文内容要旨

報告番号	甲 創	第 号 氏名	
	甲 著		
	乙 創		
	乙 著		
	創 修		
学位論文題目			
内容要旨			

様式 8

承 諾 書

平成 年 月 日

徳島大学大学院薬科学教育部长 殿

共著者氏名

印

所 属 職 名

博士論文題目 「 」

共著論文

平成 年 月 発行（掲載） ○○雑誌第○巻○号○○～○○ページに発表済

上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することに異議ありません。

なお、将来においても博士論文として他に使用しません。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに

- 同意します。
- 同意しません。
(どちらかにチェックを入れてください)

(注)

- 1 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）に基づき、平成 25 年 4 月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、全文を公表することが定められています。
- 2 上記 1 の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。

誓 約 書

平成 年 月 日

徳島大学長 殿

学位申請者氏名（自署）

学位申請論文名

私は、博士（〇〇）の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。

指導教員等 確認

剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。

所 属

指導教員又は
紹介委員 （自署）

徳島大学大学院学則

昭和 50 年 6 月 20 日
規則第 495 号制定

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、教育部又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、各教育部規則で定め、公表するものとする。

第 2 章 組織

(課程)

第 2 条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
3 修士課程及び第 4 条の 2 第 2 項に規定する前期 2 年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

(教育部)

第 3 条 大学院に次項の表の左欄に掲げる教育部を置き、それぞれの教育部に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 各教育部ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

教 育 部 名	専 攻 名	課 程 の 別
総合科学教育部	地域科学専攻	博士（前期・後期）課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
医科学教育部	医学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	博士（前期・後期）課程
	口腔科学専攻	博士課程
薬科学教育部	創薬科学専攻	博士（前期・後期）課程
	薬学専攻	博士課程
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	博士（前期・後期）課程
保健科学教育部	保健学専攻	博士（前期・後期）課程
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士（前期・後期）課程
	物質生命システム工学専攻	
	システム創生工学専攻	

3 各教育部に置く講座については、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等

(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、

4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 各教育部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

教育部名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
総合科学教育部	地域科学専攻	35	70	4	12	82
	臨床心理学専攻	12	24			24
	計	47	94	4	12	106
医科学教育部	医学専攻	10	20			20
	医学専攻			51	204	204
	計	10	20	51	204	224
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5	10	2	6	16
	口腔科学専攻			18	72	72
	計	5	10	20	78	88
薬科学教育部	創薬科学専攻	35	70	10	30	100
	薬学専攻			4	16	16
	計	35	70	14	46	116
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	22	44	9	27	71
保健科学教育部	保健学専攻	27	54	5	15	69
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	103	206	14	42	248
	物質生命システム工学専攻	73	146	9	27	173
	システム創生工学専攻	152	304	20	60	364
	計	328	656	43	129	785
合 計		474	948	146	511	1,459

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適當な方法により教育を行うことができる。

2 各教育部に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。
(履修方法等)

第8条 各教育部における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各教育部規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 各教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、各教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。
(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 各教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第9条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。

(2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。

5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。

6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。

8 第1項、第2項及び第7項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定す

る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該教育部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目的単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で各教育部で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で各教育部で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課

程又は博士前期課程における在学期間を含む。) 以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。)を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては2年)以上在学し、各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査)

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

- 2 前項に定めるもののほか、最終試験に關し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

教育部名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状	
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻 物質生命システム工学専攻 システム創生工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転教育部、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、各教育部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者

は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (7) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第19条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

（休学）

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため就学が不適当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。
- 4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、

医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあっては4年を超えることができない。

5 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の教育部に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転教育部)

第26条の2 学生が、所属の教育部以外の教育部に転教育部を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転教育部に関する事項については、各教育部規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の教育部内の専攻（先端技術科学教育部にあってはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該教育部の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、各教育部規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各教育部規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては4月、後期にあっては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。
 - (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
 - (2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

- 2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収の猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部及び学部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第9章 運営組織

(研究部教授会及び教育部教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部に研究部教授会を、各教育部に教育部教授会を置く。

2 研究部教授会及び教育部教授会については、別に定める。

(研究部長及び教育部長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、各教育部に教育部長を置く。

2 研究部長は、研究部の教授のうちから選任する。

3 教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該教育部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り当該教育部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該教育部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雜則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 6 月 20 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士後期課程並びに先端技術科学教育部環境創生工学専攻は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第 6 条の表に掲げる薬科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成 24 年度			平成 25 年度		平成 26 年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
薬科学教育部	創薬科学専攻	70	10	80	20	90	30	100
	薬学専攻		4	4	8	8	12	12
	計	70	14	84	28	98	42	112
保健科学教育部	保健学専攻	46	15	61	15	69	15	69
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	197	36	233	39	245	42	248
	物質生命システム工学専攻	73	9	82	18	164	27	173
	システム創生工学専攻	300	68	368	64	368	60	364
	計	570	113	683	121	777	129	785
合計		854	460	1,314	479	1,427	501	1,449

(略)

附 則

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 6 条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成 27 年度		平成 28 年度	
		博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員
		収容定員		収容定員	
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	12	4	14
	口腔科学専攻	72	72	72	72
	計	74	84	76	86
合計		507	1,455	509	1,457

徳島大学学位規則

昭和 50 年 6 月 20 日
規則第 496 号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。）第 13 条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前 3 条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学 保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
	薬学部 創製薬科学科	薬科学
	理工学部	理工学
	生物資源産業学部	生物資源産業学
修士	総合科学教育部（博士前期課程）	学術
	医科学教育部（修士課程）	臨床心理学
	口腔科学教育部（博士前期課程）	口腔保健学
	薬科学教育部（博士前期課程）	薬科学

博士	栄養生命科学教育部（博士前期課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士前期課程）	保健学
		看護学
	先端技術科学教育部（博士前期課程）	工学
	総合科学教育部（博士課程）	学術
		医学
		口腔保健学
		歯学
	口腔科学教育部（博士課程）	学術
		薬科学
	薬科学教育部（博士課程）	薬学
		栄養学
	保健科学教育部（博士課程）	保健学
	先端技術科学教育部（博士課程）	工学

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

- 2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。
- 4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

- 2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。
- 3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。
- 4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試間に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の

学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを作成することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めるに応じて、閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

參 考 資 料

徳島大学大学院薬科学教育部リサーチ・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、リサーチ・アシスタント実施要項（平成8年文学機第310号文部省学術国際局長通知）に基づき、徳島大学大学院薬科学教育部（以下「本教育部」という。）におけるリサーチ・アシスタント（以下「R・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 R・Aは、本教育部における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本教育部が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院博士後期課程及び博士課程の学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、R・Aとし、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(職務内容)

第4 R・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、本教育部が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(任用等)

第5 R・Aの任用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本教育部博士後期課程及び博士課程の学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、原則として週25時間程度を上限とし、月100時間以内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 R・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に蔵本事務部薬学部事務課に提出するものとする。

(報告)

第7 R・A受入教員は、R・Aの任用期間が終了したときは、R・Aの採用により得られた成果等について、報告書を本教育部長に提出するものとする。

(略)

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

徳島大学大学院薬科学教育部ティーチング・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチング・アシスタント実施要項（平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知）に基づき、徳島大学大学院薬科学教育部（以下「本教育部」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、薬学部又は本教育部の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習及び演習等の学習指導補助業務を行う。

(任用等)

第5 T・Aの任用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、本教育部が認めた優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に蔵本事務部薬学部事務課に提出するものとする。

(報告)

第7 指導教員は、T・Aの任用期間が終了したときは、その従事した学習指導の項目、評価等について、報告書を本教育部長に提出するものとする。

(略)

附 則

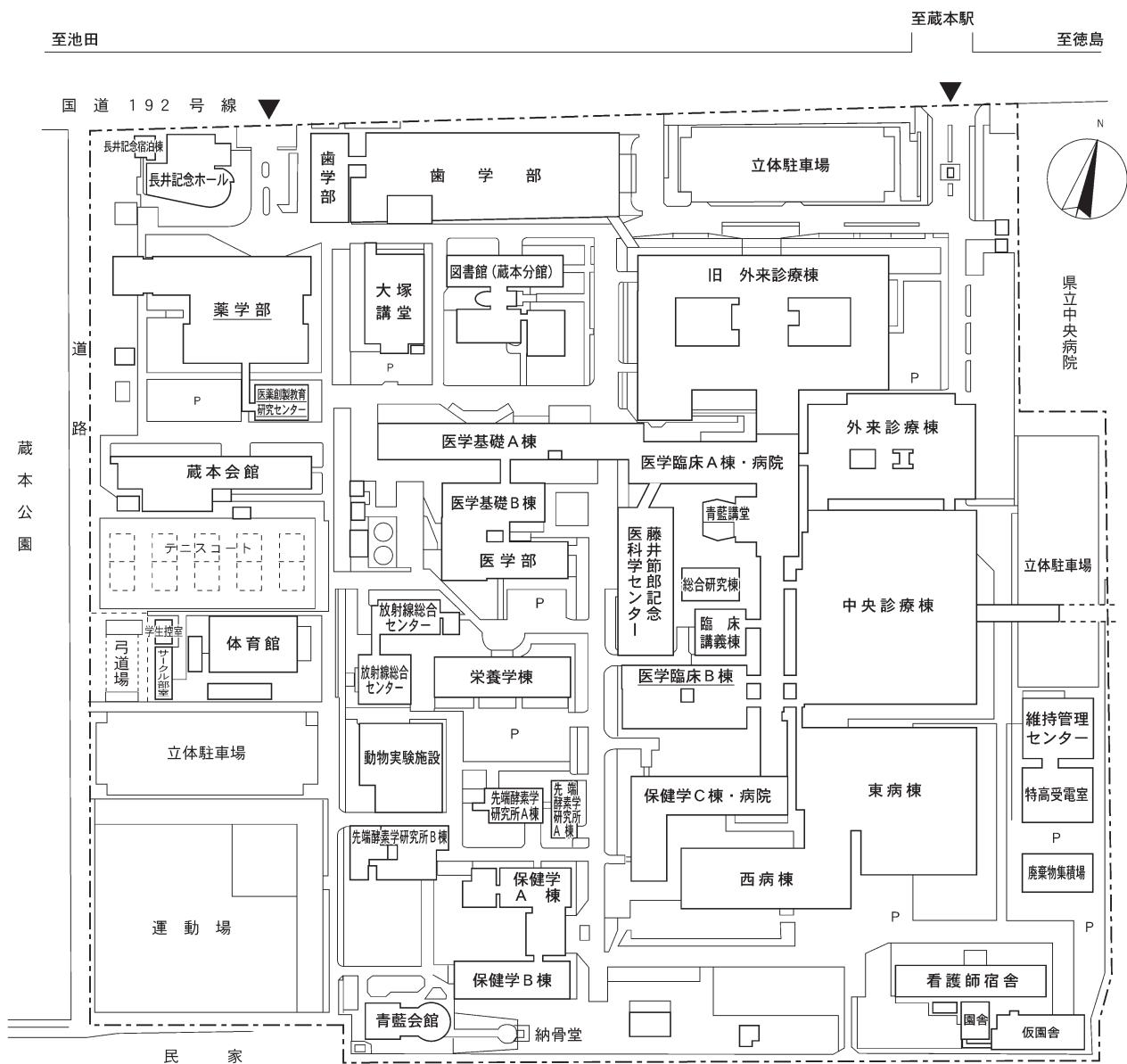
この要項は、平成28年4月1日から施行する。

薬科学教育部の分野

医薬品病態生化学分野	山崎 哲男	医学臨床B棟5階中	Tel : 633-7886	内線 6275
	新垣 尚捷	医学臨床B棟5階中	Tel : 633-7255	内線 6276
医薬品情報学分野	山内あい子	医学臨床B棟5階西	Tel : 633-7266	内線 6223
	佐藤 陽一	医学臨床B棟5階西	Tel : 633-7253	内線 6290
医薬品機能生化学分野	土屋浩一郎	医学臨床B棟5階東	Tel : 633-7250	内線 6235
	宮本 理人	医学臨床B棟5階東	Tel : 633-7252	内線 6237
薬物動態制御学分野	石田 龍弘	薬学部実験研究棟2階西	Tel : 633-7260	内線 6226
	異島 優	薬学部実験研究棟2階西	Tel : 633-7259	内線 6225
薬物治療学分野	滝口 祥令	薬学部実験研究棟2階中	Tel : 633-7466	内線 6283
	山崎 尚志	薬学部実験研究棟2階中	Tel : 633-9516	内線 9516
神経病態解析学分野	笠原 二郎	薬学部実験研究棟5階西	Tel : 633-7278	内線 6256
衛生薬学分野	小暮健太朗	薬学部実験研究棟3階西	Tel : 633-7248	内線 6220
	田中 保	薬学部実験研究棟3階西	Tel : 633-7249	内線 6221
	福田 達也	薬学部実験研究棟3階西	Tel : 633-9515	内線 9515
生薬学分野	柏田 良樹	薬学部実験研究棟5階東	Tel : 633-7276	内線 6206
	田中 直伸	薬学部実験研究棟5階東	Tel : 633-7275	内線 6205
分子情報薬理学分野	藤野 裕道	薬学部実験研究棟3階東	Tel : 633-7263	内線 6230
	水口 博之	薬学部実験研究棟3階東	Tel : 633-7264	内線 6231
	堀尾 修平	薬学部実験研究棟3階東	Tel : 633-7265	内線 6232
	福島 圭穂	薬学部実験研究棟3階東	Tel : 633-9528	内線 9528
有機合成薬学分野	難波 康祐	医薬創製研究センター棟4階	Tel : 633-7293	内線 6300
	中山 淳	医薬創製教育研究センター棟4階	Tel : 633-9538	内線 9538
生物有機化学分野	南川 典昭	薬学部実験研究棟4階東	Tel : 633-7288	内線 6320
	田良島典子	薬学部実験研究棟4階東	Tel : 633-9539	内線 9539
創薬生命工学分野	伊藤 孝司	医薬創製教育研究センター棟2階	Tel : 633-7290	内線 6330
	辻 大輔	医薬創製教育研究センター棟2階	Tel : 633-9541	内線 9541
分子創薬化学分野	佐野 茂樹	薬学部実験研究棟6階東	Tel : 633-7273	内線 6202
	中尾 允泰	薬学部実験研究棟6階東	Tel : 633-7272	内線 6201

薬品製造化学分野	山田 健一	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel : 633-7281	内線 6250
	猪熊 翼	薬学部実験研究棟 6 階中	Tel : 633-9532	内線 9532
創薬理論化学分野	吉田 達貞	薬学部実験研究棟 4 階西	Tel : 633-9508	内線 9508
機能分子合成薬学分野	大高 章	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel : 633-7283	内線 6265
	根本 尚夫	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel : 633-7284	内線 6266
	重永 章	薬学部実験研究棟 6 階西	Tel : 633-9534	内線 9534
製剤分子設計学分野	奥平桂一郎	薬学部実験研究棟 5 階中	Tel : 633-9546	内線 9546
分析科学分野	田中 秀治	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel : 633-7285	内線 6280
	竹内 政樹	薬学部実験研究棟 4 階中	Tel : 633-7286	内線 6281
臨床薬学実務教育学	阿部 真治	薬学部実験研究棟 3 階中模擬薬局		
			Tel : 633-7562	内線 6217
	佐藤智恵美	薬学部実験研究棟 3 階中模擬薬局		
			Tel : 633-7562	内線 6217
総合薬学研究推進学	植野 哲	薬学部実験研究棟 1 階	Tel : 633-7268	内線 6271
	大井 高	薬学部実験研究棟 1 階	Tel : 633-7289	内線 6322
生物薬品化学分野（協力）	篠原 康雄	先端酵素学研究所 B 棟	Tel : 633-9145	内線 9145
	山本 武範	先端酵素学研究所 B 棟	Tel : 633-9148	内線 9148
臨床病態学分野（協力）	前田 健一	保健管理センター(常三島キャンパス)		
			Tel : 656-6520	内線 6520
	井崎ゆみ子	保健管理センター(常三島キャンパス)		
			Tel : 656-7314	内線 7314
実践創薬学講座（連携）				
薬物応答制御学分野	馬場 一彦			

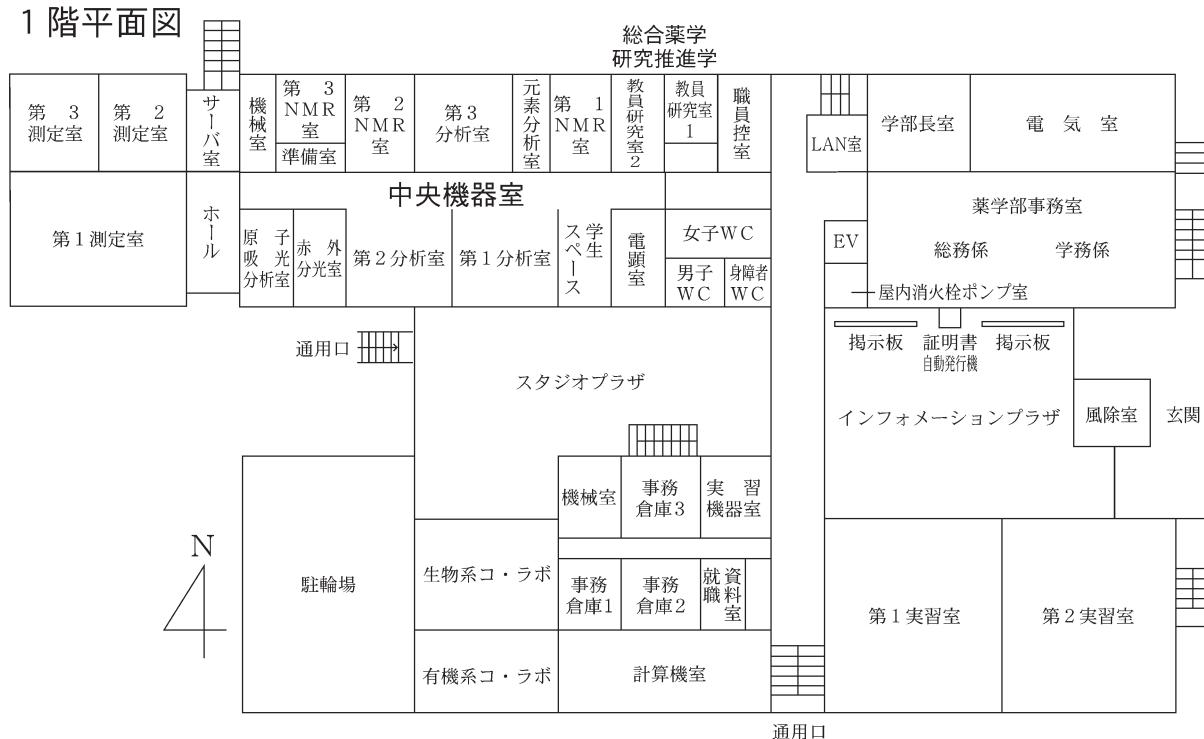
蔵本地区配置図



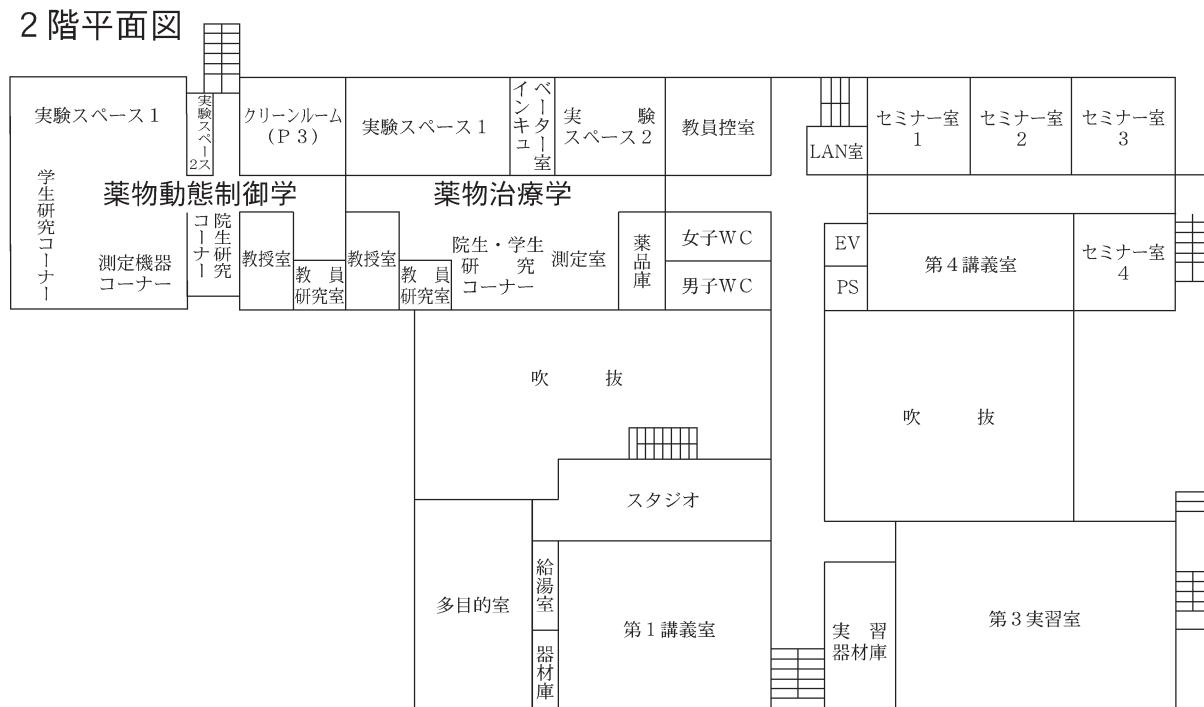
薬学部建物平面図

薬学部実験研究棟・教育棟

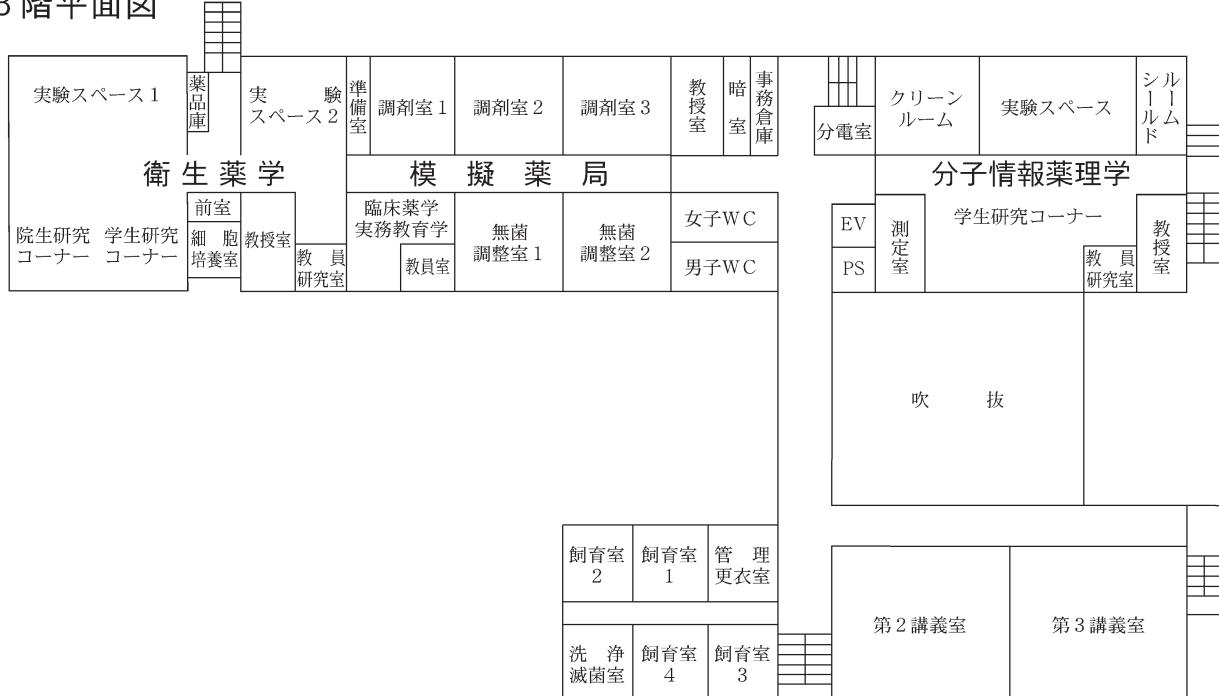
1階平面図



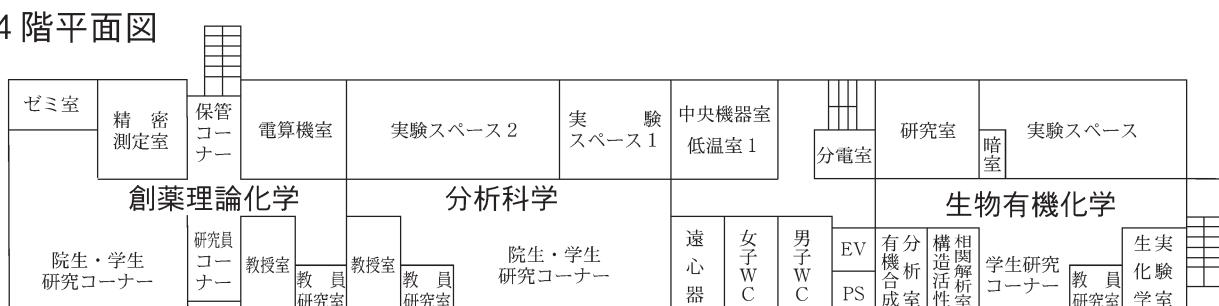
2階平面図



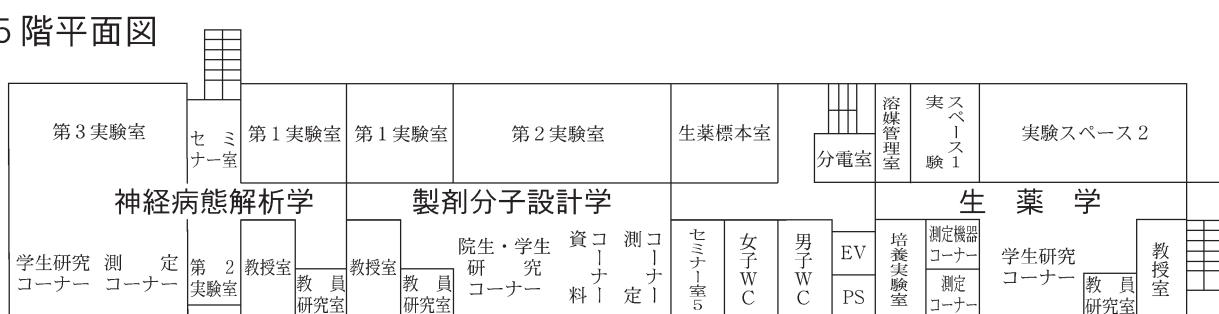
3階平面図



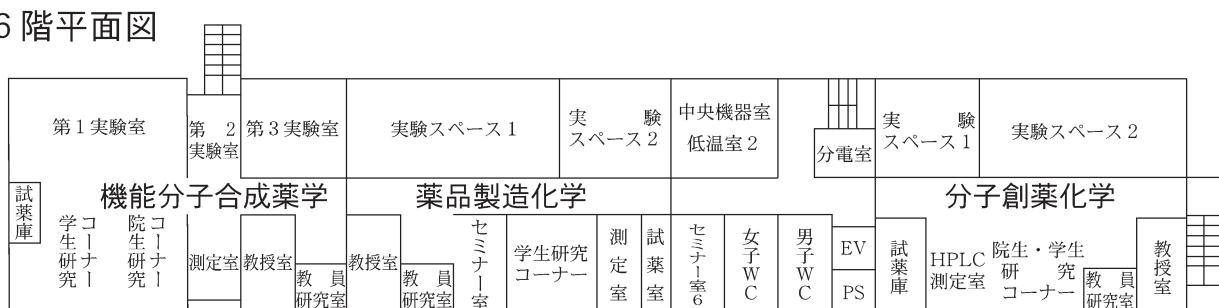
4 階平面図



5階平面図

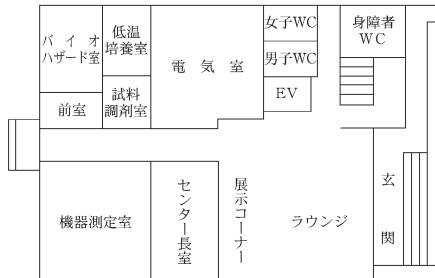


6 階平面図



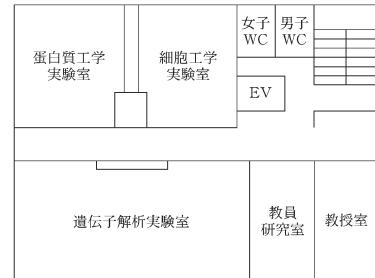
医薬創製教育研究棟

1 階平面図



2階平面図

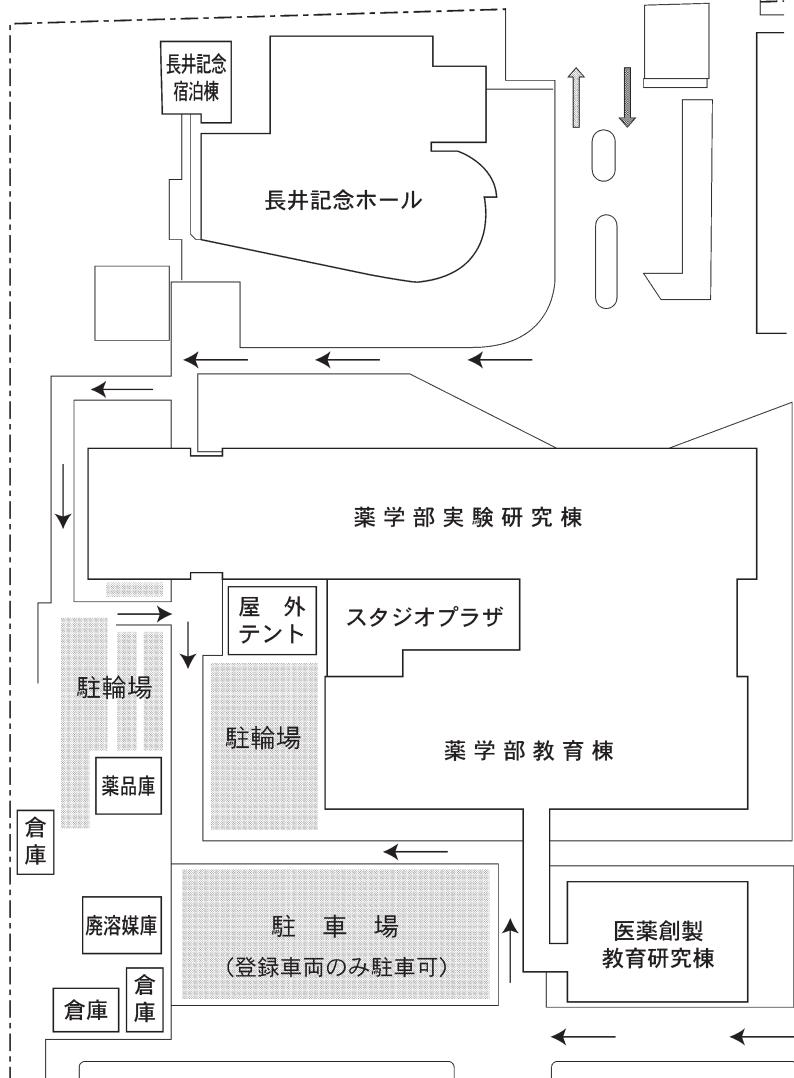
(創薬生命工学分野)



3階平面図

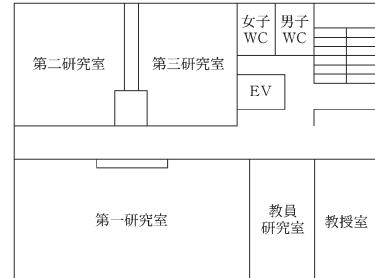
薬学部校舎等配置図

国道192号線



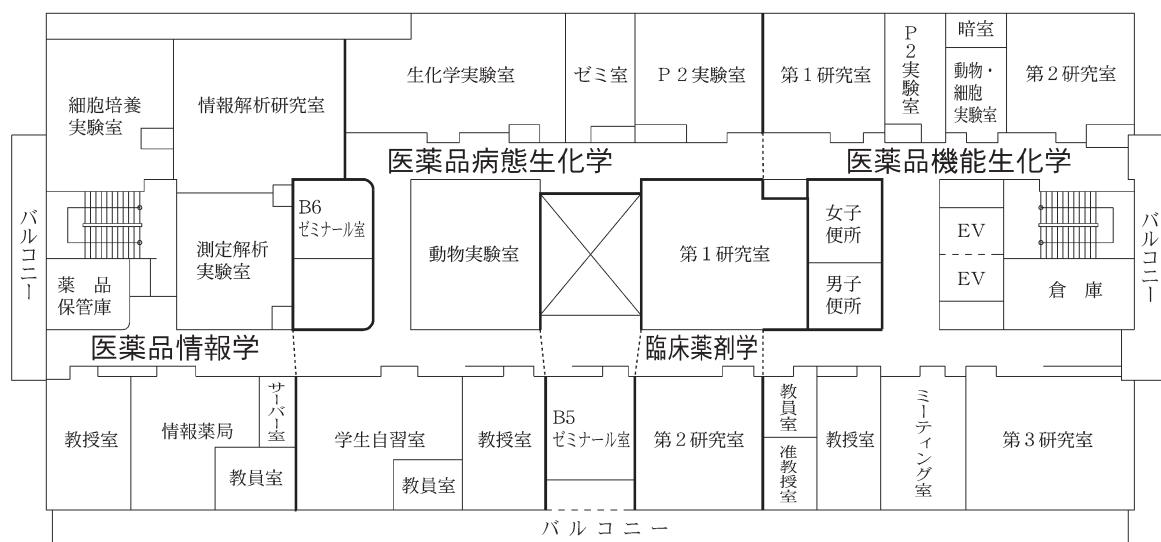
4 階平面図

(有機合成薬学分野)



医学臨床B棟

5階平面図





徳島大学薬学部ロゴマーク

ロゴに用いられる色にはこのような意味があります。薬学部の建物に使用されている色はこのロゴをテーマにしています。

- 青** 古くより徳島の産業を支えてきた藍の色で「徳島」を表しています。また、藍より青くという意味をも込めています。
- 赤** 薬学のもっとも大きなテーマの一つ、「生命」を表しています。
- 緑** 「環境」を表しています。くすりの起源である「薬草」の色でもあります。
- 白** 「科学」を表しています。真理を探求するピュアな心の色です。

■コンセプト

蒼い空、紺碧の海、藍を育む大地。その青い国で育まれているのが最先端のPharmaceutical Sciencesと豊かな心です。

Pは風に向かって力強く大地に根を張る薬草を、赤と青の4つの大きなドットは全体で四国を、少し大きな赤は徳島をイメージしています。

自然と化学と血の通う人の心の調和の中から明日の医学と豊かな心が誕生することを願って…。

(平成13年発表)